

福障企第 67 号  
令和 5 年 5 月 30 日

福岡市保健福祉審議会  
委員長 高田 仁 様

福岡市長 高島 宗一郎



「第 7 期福岡市障がい福祉計画」及び「第 3 期福岡市障がい児福祉計画」  
(令和 6 年度～8 年度) の策定について (諮問)

福岡市における障がい保健福祉施策につきましては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体のものとして策定した「第 6 期福岡市障がい福祉計画」及び「第 2 期福岡市障がい児福祉計画」(令和 3 年度～5 年度) により、計画的に推進しています。

「福岡市障がい福祉計画」及び「福岡市障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、各種サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めることとなっており、次期計画を令和 5 年度内に策定する必要があります。

つきましては、「第 7 期福岡市障がい福祉計画」及び「第 3 期福岡市障がい児福祉計画」(令和 6 年度～8 年度) の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。